

Vol.72 「意匠法の『先願主義』とは？」

Q：早い者勝ちというのであれば、最初に新しいデザインを創作した者を保護すればいいのでは？

A：理想的には、最初の創作者を保護すべきです。しかし、創作の内容や創作の完成時期等を判定することはなかなか難しい問題です。（本文中より）

意匠権は同一・類似の意匠について、独占排他的に支配することができる権利とされています。つまり独占的であり、かつ排他的とされている強い権利であるため、同じ権利を複数の者が重複登録することを認めずと大混乱が起きてしまいます。そのため、この重複登録を排除するための考え方として、特許庁では、**だれが一番早い出願者であるかという点を明確にすることを重要視して**「最初に意匠を出願した者に与える」という「先願主義」を採用しています。

A：文頭に記しました「最初に意匠を創作した者に与える」という「先創作主義」の考え方は、何故採用されなかったのでしょうか。（※意匠法では「先創作主義」、特許法では「先発明主義」とされ、考え方は特許法も同じです。）

本号では、意匠法の先願主義とはと、意匠権の出願時に係る権利をまとめていただきました。

（2015年10月26日 編集・文責：デザイン保護委員会 委員長 丸山和子）

◆このページに限らずVol.1～これまでに掲載した内容は著作権・他で保護されています。
無断転用はお断りいたします。引用の場合は引用部分を明確にし、出所の明示をお願いいたします。

● 情報発信

一意匠法の『先願主義』とは？ー

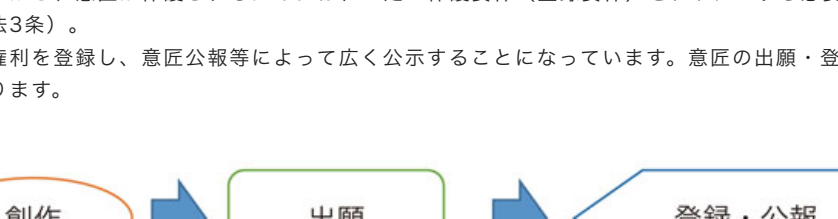
京橋知財事務所 弁理士 梅澤修

1. 意匠権の性格

（1）排他的独占権

Q：意匠は、先に創作した人ではなく、先に出願した意匠が登録されるという、「先願主義」だと聞いていますが、どうしてそんな制度にしているのですか？

A：そうですね。まず、意匠権の性格から見ていく必要があります。意匠権は特許権と同様に、「排他的独占権」です。登録意匠と同一または類似する意匠を他人が実施することはできません（意匠法23条）。



Q：独自に創作した場合でも、侵害になるのですか？

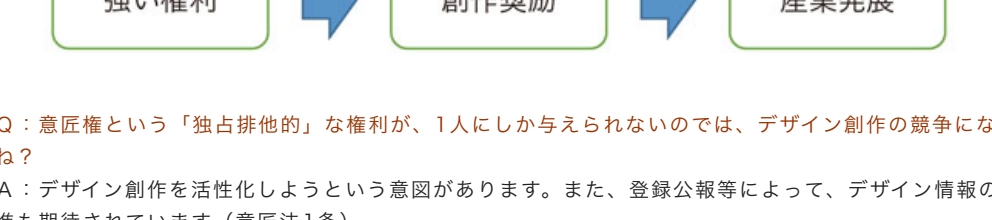
A：著作権の場合は、他人の創作した著作物を知っていて模倣（依拠）したのでなければ、侵害とはなりません。意匠については、意匠権の存在を知らない場合でも、登録意匠に類似していれば侵害となります。各国の意匠制度は、ほぼ同じような強力な権利で意匠（デザイン）を保護しています。

（2）保護要件・公示

Q：なんか、怖い権利ですね。

A：意匠が保護されるためには、一定の保護要件（登録要件）をクリアする必要があります（意匠法3条）。

また、権利を登録し、意匠公報等によって広く公示することになっています。意匠の出願・登録制度はこのためにあります。



Q：意匠権を取得する手続きが面倒ですね。

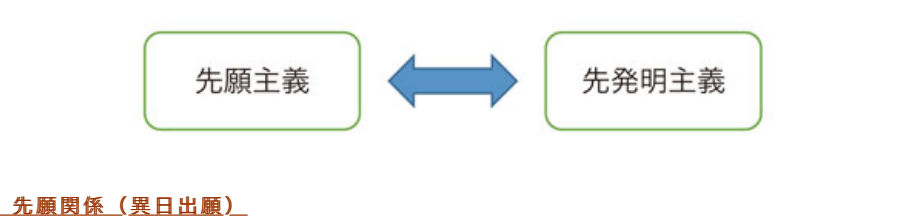
A：デザインを考えただけでは保護されません。「独占排他的」な強力な権利ですから、登録し公示することが必要です。

（3）意匠制度の趣旨

Q：そんなに強い権利にしくなくても良かったのでは？

A：強い権利の方が、使いやすし、当然効果も大きいと思われます。それゆえ、新規なデザイン創作奨励の効果も大きくなり、結果的に産業社会全体の発展が期待できるでしょう（意匠法1条）。

特許制度と同様に、かなり産業政策的な制度設計となっています。



Q：意匠権という「独占排他的」な権利が、1人にしか与えられないのでは、デザイン創作の競争になりますか？

A：デザイン創作を活性化しようという意図があります。また、登録公報等によって、デザイン情報の利用促進も期待されています（意匠法1条）。

2. 先願主義

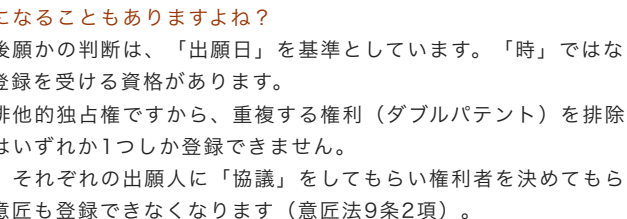
（1）先願主義と先発明主義（先創作主義）

Q：早い者勝ちというのであれば、最初に新しいデザインを創作した者を保護すればいいのでは？

A：理想的には、最初の創作者を保護すべきです。しかし、創作の内容や創作の完成時期等を判定することはなかなか難しい問題です。また、上記のように登録し公示する必要もあります。そのため、特許庁への出願という、客観的に分かりやすい判断基準によって、どの意匠を保護するかを決める制度を採用しています。

- ・意匠は、明治21年意匠条例のはじめから先願主義です。
- ・特許は、大正10年法から「先発明主義」を止め、先願主義を採用しました。
- ・米国は近年まで「先発明主義」でした。今はほとんどの国が先願主義です。

（※特許は先発明主義、意匠は先創作主義となります。）

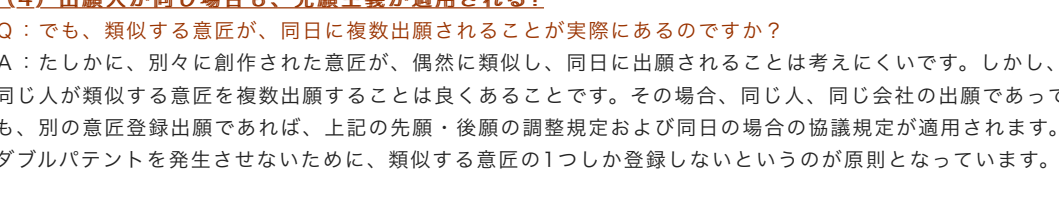


（2）先願関係（異日出願）

Q：日本では具体的にどのような先願関係を審査しているのですか？

A：登録要件（新規性や創作非容易性）をクリアした出願意匠の間で、同一・類似の意匠が存在する場合、先願関係の審査をします。意匠登録出願の日（出願日）を比較して、先に出願された〈意匠A〉を登録し、後日に出願された〈意匠B〉は拒絶されます（意匠法9条1項）。

なお、〈先願意匠A〉が既に登録され、〈後願意匠C〉の出願日前に、公報が発行されているときは、〈先願意匠A〉が公知となっているので、〈後願意匠C〉は新規性がないことを理由として拒絶されます（意匠法3条1項）。



（3）先願関係（同日出願）

Q：出願が同じ日になることもありますよね？

A：はい、先願か後願かの判断は、「出願日」を基準としています。「時」ではないので、「同日」の場合は、いずれも意匠登録を受ける資格があります。

しかし、意匠権は排他的独占権ですから、重複する権利（ダブルパテント）を排除することにしています。同一・類似する意匠はいずれか1つしか登録できません。

同日出願の場合は、それぞれの出願人に「協議」をしてもらい権利者を決めてもらいます。協議が成立しないときは、いずれの意匠も登録できなくなります（意匠法9条2項）。



（4）出願人が同じ場合も、先願主義が適用される？

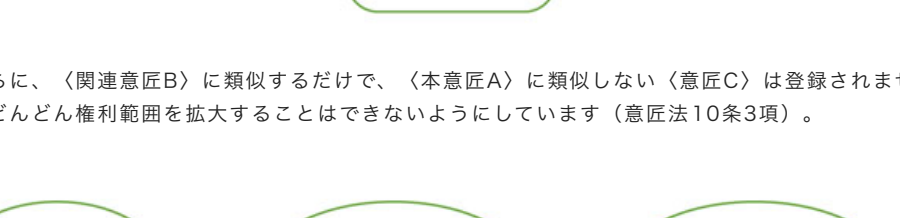
Q：でも、類似する意匠が、同日に複数出願されることが実際にあるのですか？

A：たしかに、別々に創作された意匠が、偶然に類似し、同日に出願されることが考えにくいですが、同じ人が類似する意匠を複数出願することは良くあることです。その場合、同じ人、同じ会社の出願であっても、別の意匠登録出願であれば、上記の先願・後願の調整規定および同日の場合の協議規定が適用されます。ダブルパテントを発生させないために、類似する意匠の1つしか登録しないというのが原則となっています。

3. 例外としての「関連意匠」

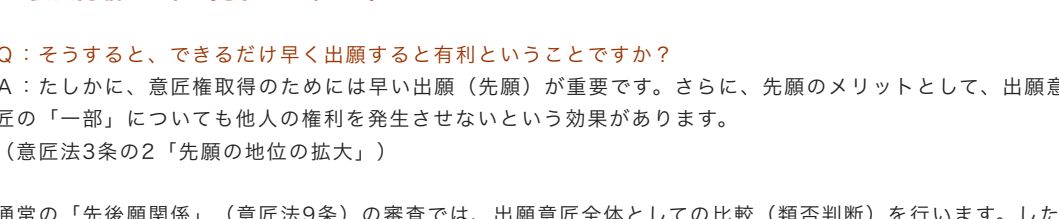
Q：類似するデザイン・バリエーションについては、意匠登録されると聞いていますが？

A：そうですね、先願主義の例外として、「関連意匠」の登録制度があります。類似する意匠の意匠権は重複（ダブルパテント）するので、原則として1つの意匠しか登録できないのですが、同じ権利者とするを条件に、本意匠に類似する意匠は関連意匠として登録されます（意匠法10条）。

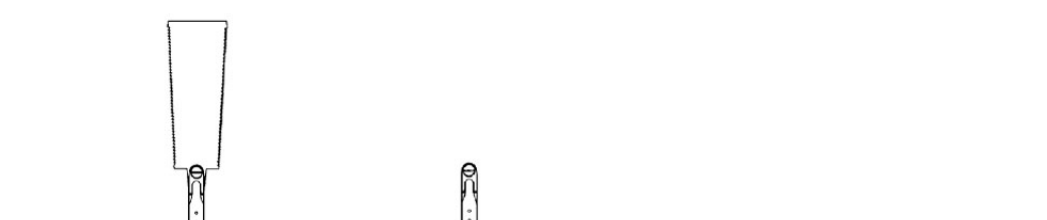


Q：これは便利ですね。本意匠の権利範囲をどんどん拡大できそうです。

A：そう簡単にはいきません。本意匠が登録されると、公報が発行される前に、関連意匠が出願された場合だけ登録可能です。本意匠の公報が発行されると、新規性がなくなるので、拒絶されます。（意匠法3条1項。なお本意匠を秘密にしても、意匠法3条の2で拒絶されます。）



A：さらに、〈関連意匠B〉に類似するだけで、〈本意匠A〉に類似しない〈意匠C〉は登録されません。簡単にどんな権利範囲を拡大することはできないようにしています（意匠法10条3項）。

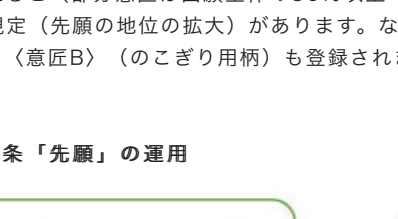


4. 拡大先願の地位（意匠法3条の2）

Q：そうすると、できるだけ早く出願すると有利ということですか？

A：たしかに、意匠権取得のためには早い出願（先願）の登録があれば、その意匠の「一部」である「柄」の〈意匠B〉も創作が先になされていたことが明らかですから、先願意匠の「一部」に類似する意匠についても意匠登録を受けることができないとしました（意匠法3条の2）。

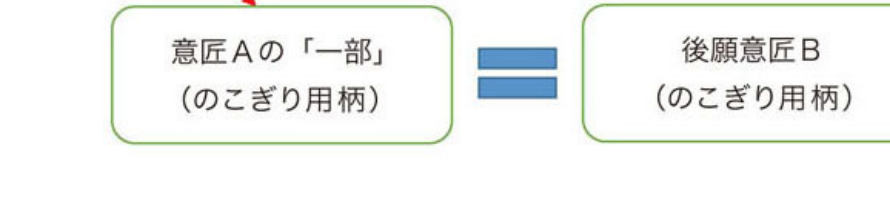
この改正は、平成10年に「部分意匠制度」と同時に導入されました。最近では「部分意匠」の出願が増加していることを考えると（部分意匠は出願全体の30％以上です。）、必要な改正だったと思われます。韓国や中国にも同様の規定（先願の地位の拡大）があります。なお、出願人が同一の場合には、この規定は適用されず、「一部」の〈意匠B〉（のこぎり用柄）も登録されます。関連意匠の登録を認めると同じような例外的扱いといえます。



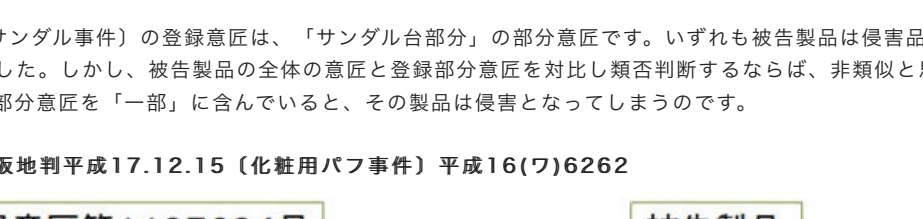
しかし、〈意匠B〉「柄」が登録されると、意匠権が重複することになってしまいます（後記「利用関係」参照）。そこで、先に「のこぎり」〈意匠A〉の出願があれば、その意匠の「一部」である「柄」の〈意匠B〉も創作が先になされていたことが明らかですから、先願意匠の「一部」に類似する意匠についても意匠登録を受けることができないとしました（意匠法3条の2）。

この改正は、平成10年に「部分意匠制度」と同時に導入されました。最近では「部分意匠」の出願が増加していることを考えると（部分意匠は出願全体の30％以上です。）、必要な改正だったと思われます。韓国や中国にも同様の規定（先願の地位の拡大）があります。なお、出願人が同一の場合には、この規定は適用されず、「一部」の〈意匠B〉（のこぎり用柄）も登録されます。関連意匠の登録を認めると同じような例外的扱いといえます。

（a）意匠法9条「先願」の運用



（b）意匠法3条の2「拡大された先願の地位」の運用



5. 権利の錯綜（利用関係）

Q：権利の重複というのは具体的にどのようなことですか？部分意匠制度と関係があるのでしょうか？

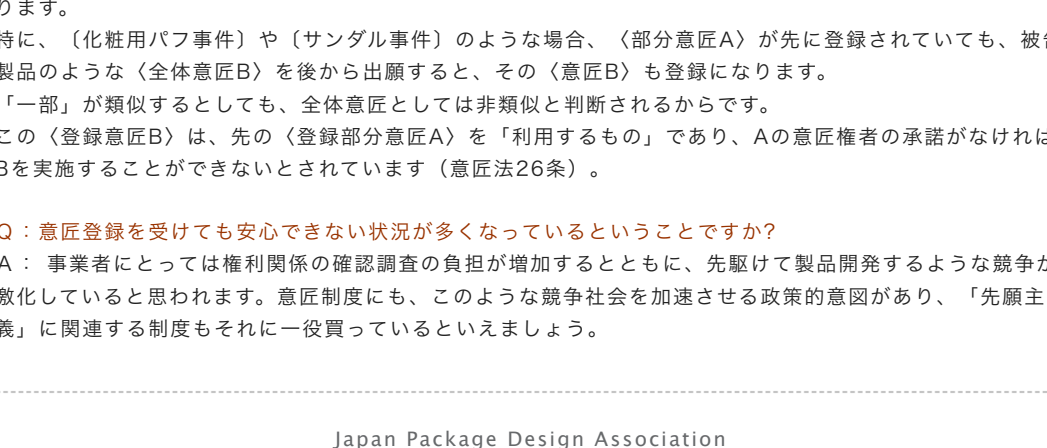
A：（a）〔化粧用パフ事件〕の登録意匠は、破線で表された取手部を除く「楕円形ブラシ部分」の部分意匠です。

（b）〔サンダル事件〕の登録意匠は、「サンダル台部分」の部分意匠です。いずれも被告製品は侵害品と判断されました。しかし、被告製品の全体の意匠と登録部分意匠を対比し類否判断するならば、非類似と思われます。部分意匠を「一部」に含んでいると、その製品は侵害となってしまうのです。

（a）大阪地判平成17.12.15〔化粧用パフ事件〕平成16(ワ)6262



（b）東京地判平成25.4.19〔サンダル事件〕平成24(ワ)3162



Q：部分意匠は、強い権利ですね。

A：たしかに、製品全体の意匠が類似しくなくても、部分意匠が類似していれば、製品全体が侵害品となってしまいます。しかし、全体で対比するよりも、より小さな部分で対比することになりますから、細かい形態の相違が問題となると思われます。デザインのポイント（特徴）がどこにあるかによって全体意匠とするのか部分意匠とするのかは選択されるべきでしょう。

Q：部分意匠の権利者にはメリットがありますが、第三者に影響が大きくなりますね。

A：そのとおりです。部分意匠の出願は増加しており、第三者は意匠権を侵害していないか注意する必要があります。

特に、〔化粧用パフ事件〕や〔サンダル事件〕のような場合、〈部分意匠A〉が先に登録されていても、被告製品のような〈全体意匠B〉を後から出願すると、その〈意匠B〉も登録になります。

「一部」が類似するとしても、全体意匠としては非類似と判断されるからです。

この〈登録意匠B〉は、先の〈登録部分意匠A〉を「利用するもの」であり、Aの意匠権者の承諾がなければBを実施することができないとされています（意匠法26条）。

Q：意匠登録を受けても安心できない状況が多くなっているということですか？

A：事業者にとっては権利関係の確認調査の負担が増加するとともに、先駆けて製品開発するような競争が激化していると思われます。デザイン制度にも、このような競争社会を加速させる政策的意図があり、「先願主義」に関連する制度もそれに役買っているといえます。